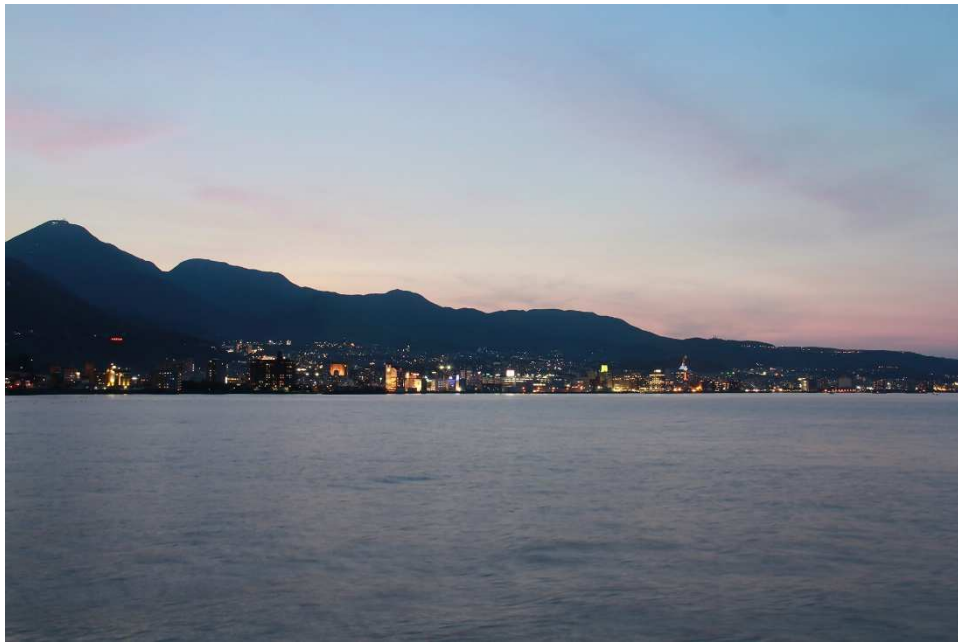


別府市人権教育及び 人権啓発基本計画



世界一のユニバーサルデザイン都市への挑戦

ダイジェスト版
別府市

「人権」とは…

『人権』とは

幸せに生きるための権利で、私たち一人一人に平等に与えられたものです。

「人権教育」とは…

『人権教育』とは

人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動で、すべての人に、あらゆる機会を通じ、生涯にわたって保障される取組です。

※^{かんよう}涵養…水が自然にしみこむように、ゆっくりと養い育てること

- * 「人権問題に関する別府市民意識調査」（令和2年度[2020年度]実施、以下「意識調査」）では、全体の35.7%の市民が「差別されたり人権を侵害されたりしたと思ったことがない」と答えています。
- * 一方、意識調査の同じ質問で、全体の30.7%の市民が、具体的に「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」があったと答えています。
- * 私たちは、何気ない言葉で他の人の人権を傷つけていることがあります。私たち一人一人が、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、他の人の思いや多様な生き方を認め合える関係をつくっていくことが重要です。

この計画は、人権に関する施策を総合的・効果的に推進していくための指針として本市が平成19年（2007年）に策定した基本計画を、令和3年（2021年）に改訂したものです。

◇改訂の背景◇（主に前回策定時以降の出来事）

国際的潮流：・平成27年（2015年）国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」採択

国の取組：・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）制定等、人権問題の改善のための制度的な枠組みづくりが行われた
・平成28年（2016年）個別の人権問題の解決に係る各法律（以下「三法」）施行
① 「障害者差別解消法」（4月施行）
② 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」、6月施行）
③ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」、12月施行）

市の取組：・平成26年（2014年）「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」（以下「ともに生きる条例」）施行
・平成30年（2018年）「部落差別解消の推進に関する基本方針・実施計画」（以下「部落差別解消推進法に関する基本方針・実施計画」）策定

人権教育・啓発の基本的なあり方

基本理念

すべての市民がお互いの
尊厳と自己実現の権利を
認め合い、異質の考えが
互いに交流できる
「共生社会」

目標

人権という普遍的文化を
別府市において構築し、
人権が尊重される豊かな
「国際観光温泉文化都市」
の実現

基本姿勢

市民が主体となる人権教育・啓発の推進
人権尊重の視点に立った行政の推進
あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
同和教育の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進

日常生活のあらゆる場での学習機会を通じて、
自分のものの見方・考え方や価値観、人との接
し方、自己の生き方を問い直し、人権問題を自
らの問題としてとらえ、その問題の早期解決に
向けた意欲と行動力を高めていきましょう。

人権問題の現状と

部落差別問題 (同和問題)

部落差別問題は、被差別部落出身という理由だけで様々な差別を受け、すべての人に平等に保証された基本的人権を侵害する重大な社会問題です。平成28年(2016年)に「部落差別解消推進法」が施行されたのは、何よりこの問題が存在し続けていることが理由です。意識調査では、部落差別問題で起きている人権問題について、41.6%の市民が「結婚問題で反対されること」を挙げています。人権問題において、この問題を重要な柱としてとらえ、部落差別問題についての正しい理解と認識を深め、部落差別問題の解決に向けた取組を積極的に推進します。

- ・ 市民啓発の推進
- ・ 教育の充実
- ・ 経済生活の安定
- ・ 社会福祉の増進
- ・ えせ同和行為の排除
- ・ 相談・支援・救済体制の充実

女性の 人権問題

法制度や社会環境の整備の進展にもかかわらず、社会の様々な場面で、女性に対する差別や男女の固定的な役割分担意識が根強く残っています。特に、「セクシュアル・ハラスメント」「配偶者やパートナーからの暴力(DV)」等の重大な人権侵害は、ほぼ「男性からの、女性に対する」問題となっているのが現状です。制度慣行の改善を図るとともに、市・市民の協働により男女共同参画社会の実現に取り組みます。また、女性に対する暴力の防止に対して、根絶に向けた啓発に努め、関係機関・団体との連携による相談支援体制の充実を図ります。

- ・ 男女共同参画社会実現をめざす意識づくり
- ・ 男女共同参画の基盤づくり
- ・ 自立への条件整備

子どもの 人権問題

いじめや不登校、児童虐待は、子どもの人権に係わる重大な問題です。「別府市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年[2015年]策定、令和2年[2020年]から第2期)に基づき、福祉・保健・教育等の関係機関と連携しながら、子どもが健やかに育まれる環境を整備するとともに、子どもの権利が総合的に保障されるための具体的施策を推進していきます。

- ・ 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・ 学校におけるいじめ、不登校の解決
- ・ 家庭における児童虐待の防止
- ・ 子どもの健全育成

高齢者の 人権問題

本市は3人に1人以上が65歳以上という高齢社会となっています。意識調査では、高齢者に係る人権問題について、55.6%の市民が「悪徳商法の被害者が多い」を挙げています。今後も、必要なサービスを提供する総合的なシステムの整備とともに、すべての高齢者に人間としての尊厳が保障され、高齢社会を支える重要な一員として、孤立することなく、生きがいを持って主体的に社会参加できるような教育・啓発活動推進のための地域でのシステムづくりをめざします。

- ・ 福祉教育の推進
- ・ 豊かな生涯学習社会と地域社会への参加
- ・ 高齢者の人権擁護
- ・ 家族との絆を大切に共生社会
- ・ 高齢者の立場に立った行政サービス

重要課題への対応

障がい者の 人権問題

障がいのある人に対する偏見や差別には今も根強いものがあります。障がいのある人が安心して日常生活を過ごし、自由な社会参加ができるようにするための支援制度・各種相談窓口等の充実が大切です。平成28年(2016年)に施行された「障害者差別解消法」において「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」をうたっており、また、これに先立つ平成26年(2014年)に施行された「ともに生きる条例」において、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して安全に暮らせることのできる社会(共生社会)の実現に向けた取組を行っています。

- ・ 障がい者の人権の正しい理解と認識の促進
- ・ 障がい者の主体性と権利の擁護
- ・ 障がい者の社会参加の促進

外国人の 人権問題

本市は、令和2年(2020年)12月末現在で市内3つの大学に世界90の国から3,000人を超える留学生が学び、3,600人を超える外国人が生活している日本有数の国際交流都市です。本市では国際観光都市としてのまちづくりに取り組み、また、平成28年(2016年)の「ハイトスピーチ解消法」施行により、差別的言動は不当であるとの認識が浸透しつつありますが、未だに外国人に対する偏見及び差別があるのが現実です。国際社会の一員として、言語・宗教・慣習等の違いを超えて互いに尊重する社会を築いていきましょう。

- ・ 国際理解の推進
- ・ 国際交流の推進
- ・ 公的・民間団体の雇用機会等の確保
- ・ 人権相談体制の充実
- ・ 市民意識の啓発
- ・ 生活環境の整備

医療を めぐる 人権問題

様々な病気に関するあいまいな知識や、思い込みによる過度の危機意識から、偏見や差別等、人権に係る問題が様々な形で存在しています。感染症や難病等に関する正しい知識と理解の普及・啓発に努めなければなりません。すべての人の生命の尊さやともに生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくために、地域・学校・家庭が一体となった教育・啓発活動の推進を図ります。

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 人権教育研修の推進
- ・ 相談・支援・権利擁護の充実

さまざまな 人権問題

インターネットの普及は情報面での利便性が大きい反面、匿名での誹謗中傷、差別的書込みによる人権侵害の原因にもなっています。また、現在コンピュータ及びネットワーク上で管理されている大量の個人情報漏洩した場合、プライバシー侵害に加え、脅迫や架空請求等の犯罪への悪用が懸念されます。犯罪被害者やその家族が、犯罪自体の被害に加え、プライバシー侵害等の問題も抱え、支援を必要としていることへの啓発も必要です。性的少数者に係る取組みとしては、差別知識や偏見の解消に向けて、更なる啓発を行います。また、公的申請書類等において、男女別を記入する項目の削除を、できる範囲で進めていきます。その他、ホームレスへの差別・偏見をなくす行動、刑を終えて出所した人々やその家族、アイヌの人々等に対する偏見等の人権問題が存在しているのが現状です。

- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ プライバシーをめぐる問題
- ・ 犯罪被害者やその家族に関する人権問題
- ・ 性的少数者の人権
- ・ ホームレスの人権
- ・ その他

基本計画の推進

あらゆる場における人権教育

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年[2000年]公布・施行)の第6条には、国民の責務として、すべての市民の人権が尊重される社会が実現できるよう努めなければならないことが定められています。

家庭・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において、基本計画の推進を図ります。

就学前教育・ 学校教育

人権教育の充実を図るため、学校教育だけでなく就学前からの人権教育に取り組みます。

- あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実
- 教職員・保育士の人権感覚・指導力を高める研修の充実
- 家庭・地域社会との連携強化

社会教育

別府市民及び別府市を訪れる人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指すため、人権尊重の精神の涵養に努められるよう学習環境の整備を行います。

- 公民館等社会教育施設での人権学習の場の提供
- 社会教育施設での青少年の体験活動及びボランティア活動における学習
- 学習機会の充実
- 学習方法の工夫改善、そのための情報提供及び学習支援の実施

家庭・地域に おける 人権教育

大人自身が人権問題に対する学習を深め、人権感覚を身に付けることが大切です。このため、知識の伝達に終わらず感性に訴えられる人権啓発を進めます。

- 各学校(園)の保護者を対象にした人権教育学級の充実
- 人権教育促進事業の充実
- 公民館での家庭教育学級等の講座に人権問題の学習を組織
- 子育て家庭への支援体制、啓発の充実

企業内 人権研修

企業は地域社会に対し豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任を担っており、そこで働く人々にも、より高い人権意識の育成が求められます。

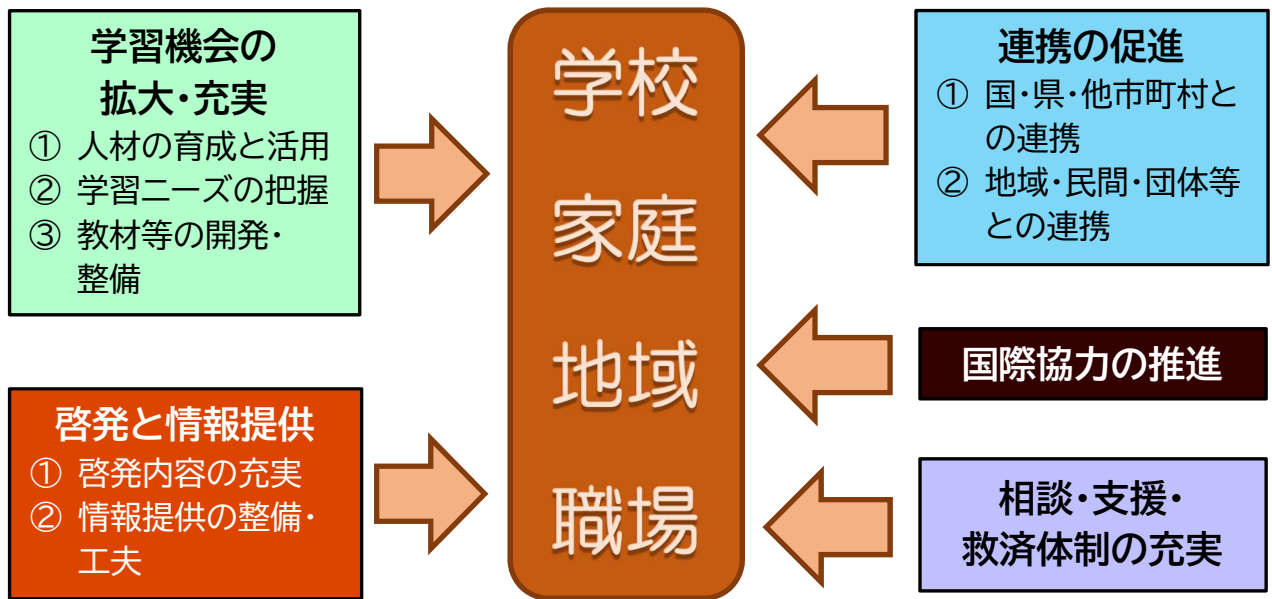
- 様々な人権問題の研修機会の確保(部落差別問題、男女共同参画社会、高齢社会への対応、障がいのある人の雇用)
- 企業内外での人権研修、人権問題に関する講演会や研修会への参加
- 観光地として、宿泊施設に対する人権研修の促進

特定職業 従事者等に 対する 人権教育

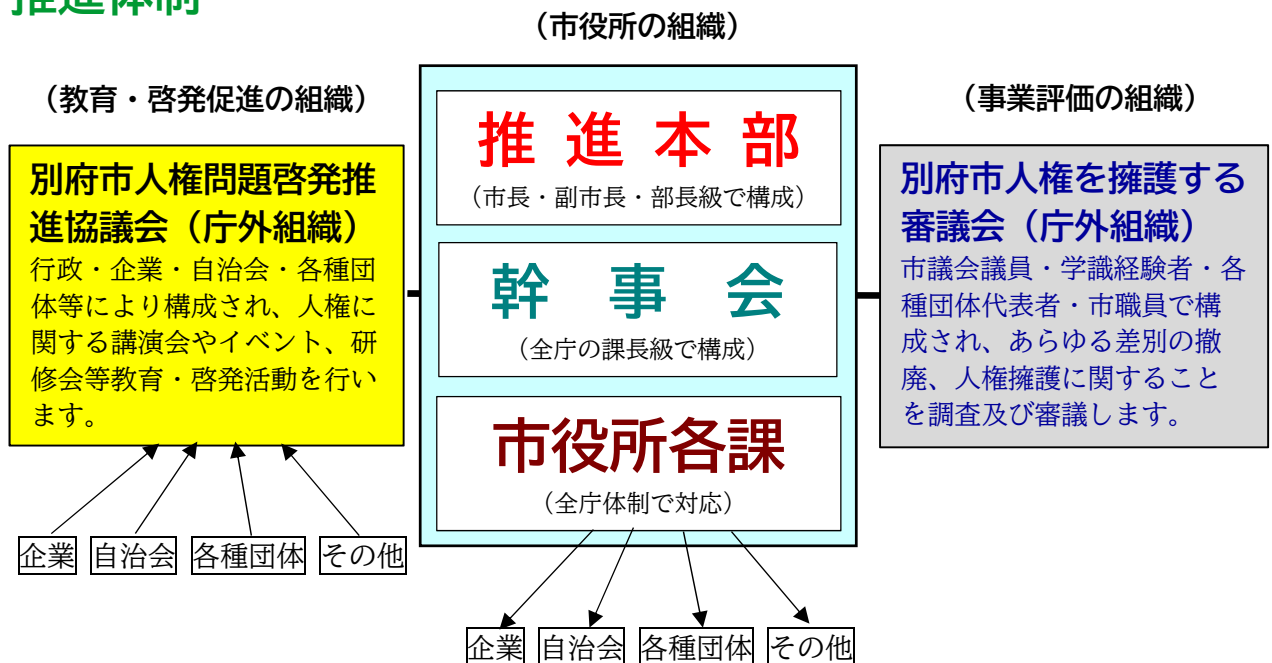
人権にかかわりの深い特定職業に従事する人に対して、人権教育・啓発の推進に努めます。

- 市職員(消防職員及び上下水道局職員を含む)、教職員、医療関係者、福祉保健関係者及びマスメディア関係者に対する、人権尊重の視点に立った人権教育・啓発の充実

人権教育・啓発の効果的な推進



推進体制



基本計画の見直し

この計画は、社会情勢の変化や進捗状況、住民ニーズ等に応じて、今後も見直しを行います。

かけがえのない いのち
わたしが たいせつ
あなたが たいせつ
一人ひとりの たいせつを
みんなの たいせつに
相手の気持ちになってみるのが
「みんなが生きやすい社会」への
一歩です

月
日
日直